

茂岩栄町町有地を分譲しています

茂岩栄町の町有地（住宅用地）を分譲いたしますので、購入を希望される方は、
 主な条件をご確認のうえ、豊頃町役場企画課町づくり推進係までお申し込みください。

▼茂岩栄町町有地を分譲しています
 広報とよころ

役場だより

問合せ先

役場企画課町づくり推進係
 ☎574・2216

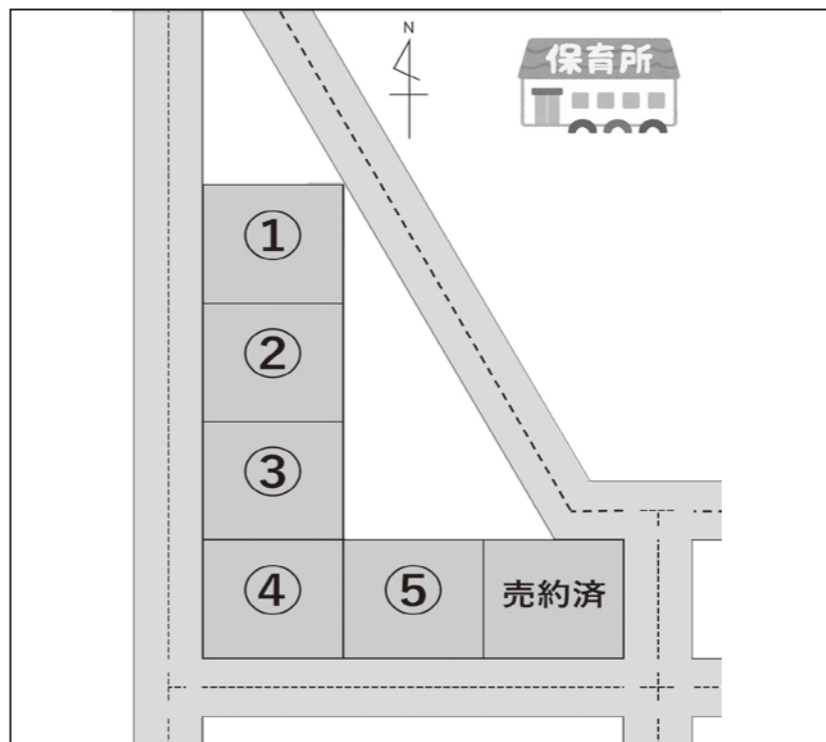
分譲地の概要

所在地 豊頃町茂岩栄町5番地（旧茂岩保育所跡地）

区画数 6区画（うち1区画売約済み）

面積および価格

番号	地番	面積 (㎡)	坪数	価格 (円)
①	5番地 12	426.0	129.1	1,161,000
②	5番地 13	426.0	129.1	1,161,000
③	5番地 15	432.0	130.9	1,178,000
④	5番地 17	429.0	130.0	1,170,000
⑤	5番地 18	340.0	129.1	927,000
売約済	5番地 19	338.0	102.4	921,000



▶ 主な条件

- 土地代金は、町の発行する納入通知書により一括でお支払いいただきます。
- 土地代金の支払いが完了した後に所有権移転登記および引渡しを行います。
- 所有権移転の日から起算して、3年以内に住宅を完成させなければなりません。
- 所有権移転登記の日から3年間の買戻しの特約登記を付けます。
- 購入希望者多数の場合は、個人の方を優先し、抽選等により決定します。
- 町の税金や使用料等を滞納している方は購入できません。
- その他諸条件がありますので、申し込み時にお問い合わせください。

住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金のお知らせ

電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円分の豊頃町共通商品券を給付します。

問合せ先

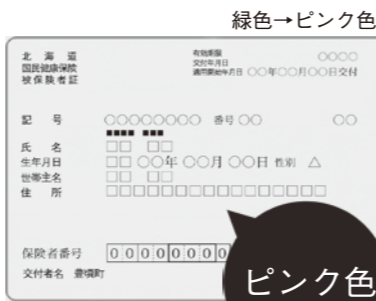
役場福祉課福祉係
 ☎574・2214

国民健康保険被保険者証 の更新について

現在ご使用の国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）（緑色）の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。
 保険証の有効期限は1年間です。7月中に世帯主の方へ、国民健康保険加入者全員分の新しい保険証（ピンク色）を送付します。
 会社等勤務先から健康保険証を交付されていて、国民健康保険証が届いた方は、国民健康保険に加入する必要があります。

問合せ先

役場福祉課保険係
 ☎574・2214



■対象世帯

- ①基準日（令和5年6月1日）時点で豊頃町に住民票があり、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯。【※住民税が課税されている人の扶養になっている方がいる世帯は対象になりません】
- ②物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降、収入（所得）見込額が住民税非課税水準以下である世帯。

■申請方法

- ①の場合…7月中に該当世帯に支給要件確認書を送付しますので、必要事項を記入確認のうえ、福祉課福祉係に郵送するか直接提出してください。
- ②の場合…令和5年中の収入見込みがわかる書類（令和4年分の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票、給与明細書等の写し）を持参し、福祉課福祉係まで提出してください。

■留意事項

ご高齢の方などで町外にお子さん等がお住まいの場合、ご本人が気づかれないまま、税の扶養控除を受けていることがあります。申請前に、お子さん等に扶養控除を受けているかどうかご確認をお願いします。（課税者に扶養されていることが判明した場合は、給付金を返還していただくことになります。）

町民プールからのお知らせ

【利用料金】 町民は無料で利用できます。ぜひご利用ください。
 【開館時間】 13時～20時 ※7月25日～8月17日の期間は10時～12時/13時～20時に開館します。
 【休館日】 7月3日（月）・10日（月）・18日（火）

問合せ先

総合体育館
 ☎574・2480

水泳教室のスケジュールについて

申込された方は次の日程を確認のうえ、ご参加ください。

16:00～17:00	幼児教室
7月5日（水） 7月12日（水）	
18:00～19:00	小学生教室
7月4日（火） 7月11日（火）	
19:00～20:00	アクアビクス
7月4日（火） 7月11日（火） 7月21日（金） 7月25日（火）	

